

川越市 地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けた
ガイドライン

令和8年1月

川越市

目次

<u>1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制</u>	p 1 ~
(1) 地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨	
(2) 事務局	
(3) 川越市の責務	
(4) 地域クラブ活動の責務と活動原則	
(5) 指導者の責務	
(6) 生徒の権利	
(7) 市立中学校の役割	
<u>2 直営地域クラブ活動</u>	p 2
(1) 直営地域クラブとは	
(2) 設置手順	
(3) 保険の加入について	
<u>3 認定地域クラブ活動</u>	p 2 ~
(1) 認定地域クラブ活動とは	
(2) 設置手順	
(3) 認定要件及び認定の取り消し	
(4) 認定地域クラブ活動が受けられる支援	
(5) 認定の申請	
(6) 認定の手順	
<u>4 部活動と地域クラブ活動（直営地域クラブ活動・認定地域クラブ活動）の態様</u>	p 5
<u>5 直営地域クラブ活動 指導者登録制度</u>	p 5 ~
(1) 指導者の役割	
(2) 適切な指導体制の構築	
(3) 指導者の要件	
(4) 登録の有効期間	
(5) 指導者登録から活動までの流れについて	
<u>6 地域クラブ活動における生徒の留意事項</u>	p 8 ~
(1) 活動場所等への移動	
(2) 連絡体制と個人情報の取扱い	
(3) 安全な活動場所の確保	
<u>7 今後の検討課題</u>	p 9
(1) 費用負担と財源確保について	
(2) 施設利用等について	
(3) 認定地域クラブ活動への支援	
(4) 経済的困窮世帯への支援に係る体制構築	
(5) 指導者と運営主体との情報共有	
(6) 取組の進捗管理	
<u>8 参考資料（書類関係）</u>	p 10 ~

こどもたちが希望する活動を主体的に選択し、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障することを目指します

はじめに

本市が求める地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであります。

令和7年12月に策定された国のガイドラインでは、『令和5年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和5年度～令和7年度）も終わりを迎えようとしています』と示されております。

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要
- ・障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要、とあります。

部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要であります。部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待されます。部活動の地域への展開等を通じて、こどもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待されます。

本ガイドラインは、令和7年3月31日に川越市において、「こどもたちがスポーツ・文化芸術活動を通じた多様な学びの機会を持続的に確保していくこと」を目的として、『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』を策定したものを基に、また、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、地域クラブ活動を推進する上での基本的な方針として決めました。

川越市では、令和8年度（3年生の大会・発表会等終了後）から、地域の力を結集して「地域クラブ活動」を立ち上げ、中学生の活動を応援していきます。

1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制

(1) 地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨

ア 定義

本市の地域クラブ活動は、「本市市立中学校に在籍する中学生を主な対象に、スポーツ・文化芸術活動の機会を安定的・継続的に提供できるクラブで、『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』及び本ガイドラインに沿った活動を行う^{※1}など、本市地域クラブ活動の趣旨や意義を理解し、その推進に協力するクラブ活動」とする。

※1 本ガイドラインは、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」、「埼玉県地域クラブ活動推進計画」、「川越市の部活動の方針」に参考に定めたものである。

イ 目的・趣旨

本市の地域クラブ活動は、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出するものである。新たな価値とは、生徒のニーズに応じた多様な体験、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導を指す。

(2) 事務局

上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、各地域クラブ活動の統括（直営地域クラブ活動の設置・運営、認定地域クラブ活動の認定及び指導者登録制度の運用）を行う事務局（運営主体）を据え、川越市・川越市教育委員会と連携の下、一連の取組を進めていく。また、認定地域クラブ活動の設置・運営の促進について川越市と連携して検討・実施していく。

(3) 川越市の責務

川越市は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、事務局（運営主体）はもちろん、地域や事業者等の幅広い関係者と協働し、また必要な支援を行い、川越市の地域クラブ活動を推進する責を負う。

(4) 地域クラブ活動の責務と活動原則

本市の地域クラブ活動は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、川越市の指導の下、生徒が安心・安全に、また、学校生活と地域クラブ活動とを両立し、充実した日々を過ごすことができるよう活動することを原則とし、責務とする。また、各地域クラブ活動は、設置者がその責任の下に運営するものである。

(5) 指導者の責務

本市の地域クラブ活動における指導者は、川越市の指導の下、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、第一に生徒のことを考え、次に掲げる方針の下で指導を行うこととする。

ア 個性を伸ばし、友情を深めるなど良好な人間関係を育て、常に地域クラブ活動の趣旨・目的を再確認し、対話を重視した指導を図る。

イ 生徒の声に積極的に耳を傾け、各地域クラブ活動の運営に生かす。

ウ 短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ・文化芸術等の活動を見据えた指導を行う。

エ 指導者も常に学び続けながら、生徒の成長を支援する。

(6) 生徒の権利

生徒は、各地域クラブ活動から自分に合ったものを選び、活動することができる。活動に当たっては、指導者の指導の下、自らが主体的かつ自発的に活動に参加するものである。地域クラブ活動に関することで悩みや相談があるときは、指導者はもとより、相談内容に応じて事務局（運営主体）や川越市・川越市教育委員会に相談することができる。

(7) 市立中学校の役割

市立中学校は、上記(1)に掲げる趣旨・目的を達成するために、地域クラブ活動による校舎及び運動施設並びに学校備品等の利用への協力、地域クラブ活動での指導を希望する教員への理解に努めるとともに、自校の生徒が地域クラブ活動で活動することに興味・関心を寄せ、その活動への参加に対する理解に努めるものとする。

2 直営地域クラブ活動

(1) 直営地域クラブ活動とは

直営地域クラブ活動は、地域展開後も生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するものとして、川越市・川越市教育委員会が中学校部活動を地域クラブ活動化する形で設置し、運営する地域クラブ活動である。部活動地域展開後における子どもたちの主な活動の場として、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的とする。会費については、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を検討していく。

(2) 設置手順

川越市・川越市教育委員会で、活動拠点や指導者等の確保を見通し、認定地域クラブ活動の充実状況等を総合的に勘案しながら協議・検討の上で設置していく。

(3) 保険の加入について

指導者や参加する生徒に対して自身の怪我等を補償する保険や賠償責任保険に加入する。これまで学校管理下の活動時に加入している日本スポーツ振興センターの保険は、地域クラブ活動の際には適用対象外となる。

3 認定地域クラブ活動

(1) 認定地域クラブ活動とは

認定地域クラブ活動は、総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチーム等で市から認定を受けた地域クラブ活動である。既存の部活動にとらわれない、多様な選択肢の確保を目的とする。

(2) 設置手順

生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、川越市及び事務局（運営主体）が設置・運営を支援する上で、川越市が本ガイドライン及び川越市の定める規定に基づき認定を行う。

(3) 認定要件及び認定の取り消し

ア 認定要件

- (ア) 「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けた本ガイドライン」を遵守した活動であること。
- (イ) 主に川越市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める。
- (ウ) 川越市内に活動拠点を置く活動であること。
- (エ) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- (オ) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (カ) 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (キ) 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。
 - ① 目的が記載されていること。
 - ② 入退会について記載されていること。
 - ③ 会費について記載されていること。
 - ④ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - a. 代表
 - b. 会計
 - c. 監事
 - ⑤ 総会について記載されていること。
- (ク) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (ケ) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動することもたちの立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと。
- (コ) 設置・運営者並びに指導者は、川越市が進める研修を年に一度受講し、体罰の禁止やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜、川越市又は事務局（運営主体）の指導に従うこと。
- (サ) この他、川越市の定める要件を満たすこと。

イ 欠格要件

『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』及び本ガイドライン並びに川越市の定める関係規定に違反し、川越市又は事務局（運営主体）による指導を経てもなお是正されない場合には、認定を取り消す。また、違反の内容等が本ガイドラインの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消すことがある。

(4) 認定地域クラブ活動が受けられる支援

ア 市立小中学校へのチラシ配布等による広報支援。

イ 地域クラブ活動を行うための市立学校校舎及び運動施設、文化施設等の施設利用調整の支援。

ウ その他の支援については、クラブのニーズ等を踏まえて適宜検討する。ただし、直接公費の支出を要するような内容は支援の対象外。

(5) 認定の申請

川越市認定地域クラブ活動の申請をしようとする団体は、「川越市地域クラブ活動認定申請書（別紙１－１・２）」に次に掲げる書類を添えて、川越市又は事務局（運営主体）に提出すること。

- ア 川越市地域クラブ活動 構成員名簿（別紙２）
- イ 川越市地域クラブ活動 生徒名簿（別紙３）
- ウ 川越市地域クラブ活動 活動計画書（別紙４）
- エ 川越市地域クラブ活動 収支予算書（別紙５）
- オ 川越市地域クラブ活動 認定要件確認書（別紙６）
- カ 団体の規約または会則等（任意の様式）

(6) 認定の手順

ア 認定

川越市は、事務局（運営主体）を主管として、申請書類をもとに認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行った上、認定の可否を決定し、「川越市認定地域クラブ活動認定通知書（別紙７）」又は「川越市認定地域クラブ活動不認定通知書（別紙８）」を申請団体に通知する。

イ 認定期間

認定の有効期間は、最長３年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とする。（令和８年度に認定を受けようとする場合・・・令和８年２月に申請書を提出した場合には、令和９年３月３１日まで、令和８年４月に申請書を提出した場合も令和９年３月３１日までとする。）

4 部活動と地域クラブ活動（直営地域クラブ活動・認定地域クラブ活動）の態様

各地域クラブ活動の態様と活動方針は、下表のとおりです。なお、直営地域クラブ活動の規定や認定地域クラブ活動の認定要件の詳細は、川越市が定める。

	部活動	直営地域クラブ活動	認定地域クラブ活動
①運営主体・実施主体	各中学校	川越市	団体、個人等
②指導者	教員、部活動指導員	地域人材、希望する教員	各団体の指導者
③参加者	各中学校の生徒	近隣の中学校区単位	主に川越市内の生徒 ※生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を確保する。
④活動拠点	各中学校	市内学校、体育施設等	市内学校、体育施設等
⑤活動方針	学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場	スポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保	川越市直営地域クラブに準ずる
⑥活動時間 ※適切な活動時間・休養日の設定。	【活動時間】 平日2時間程度 休日3時間程度 【休養日】 平日1日以上 土日1日以上	【活動時間】 平日2時間程度 休日3時間程度 【休養日】 週2日以上 (※ただし、月上限50時間までとする。)	認定地域クラブ活動としての活動時間は、直営地域クラブ活動に準ずる。
⑦費用負担	部費（実費負担）	会費 会費（今後、受益者負担を検討していく。） ※1 可能な限り低廉な参加費等を検討 ※2 負担軽減策（減免等）も検討	会費 ※参加しやすい額であること
⑧保険	日本スポーツ振興センター	スポーツ安全保険等	加入必須、種類は団体一任
⑨大会等の運営	—	(1)参加者：円滑な参加 (2)指導者等：大会運営協力	直営地域クラブに準ずる。 ※特に大会等の運営については、積極的に協力すること

5 直営地域クラブ活動 指導者登録制度

直営地域クラブ活動の指導者は、川越市又は事務局（運営主体）が管理する指導者登録制度の登録者の中から川越市又は事務局（運営主体）が選定し配置する。なお、副業等として関わる場合には、主たる勤め先からの許可を得られているか確認する。また、待遇等は別途川越市において規定（教職員の兼職兼業に関わる内容含む）する。

(1) 指導者の役割

直営地域クラブ活動の活動現場における責任者として、活動計画書の作成、機器利用や熱中症対策等の安全配慮、技術指導、大会等での指揮などを行う。事故等が発生した際（別紙15・16）、場合によっては管理責任を問われることがある。

事務局（運営主体）と指導者の役割分担		
	指導者	事務局（運営主体）
地域クラブ活動の運営		
会計	○(軽微なもの)	○
備品・消耗品等の購入	○(軽微なもの)	○
活動場所の調整	○(軽微なもの)	○
指 導		
活動計画書の作成	○(作成)	○(確認)
技術指導	○	×
大会等の引率	○	×
大会運営への協力	○(必要な場合)	△
安全配慮	○(現場レベル)	○(直営全体)
保護者対応		
地域クラブ活動の運営に係るもの	○(軽微なもの)	○
指導方針に係るもの	○(軽微なもの)	○
会員対応		
出欠確認	○	×
欠席時等の保護者連絡	○(事務局向け)	○(保護者向け)
責任範囲		
指導・引率時の事故等	○(事案による)	○(事案による)

(2) 適切な指導体制の構築

ア 指導者に求められる資質

実技指導、大会等の引率、会計管理など多様な職務に従事する。

イ 指導者資格の取得

次の(3)で定めている要件を満たす人材を確保する。

ウ 指導者としての質の保障

会員の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴力・暴言・ハラスメントを根絶する。

エ 指導者の確保

スポーツ・文化芸術団体のほか、退職教員、兼職兼業等の許可・承認を得た教員等、企業関係者、大学関係者、公認スポーツ指導者など、様々な関係者から指導者を確保する。

オ 生徒の多様な活動への理解

特定の種目等だけでなく、自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重する。

(3) 指導者の要件

詳細は川越市において定める。直営地域クラブで指導を行う指導者（指導者登録制度）の要件は次のとおりとする。

ア 直営地域クラブの意義や趣旨、活動方針を十分に理解していること。

イ 競技や活動の楽しさや魅力等を会員に十分伝えられるだけの技術、知識、経験があること。その際、以下のいずれか1つを満たしていること。

(ア) 日本スポーツ協会の競技別指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4、教師、上級教師）または各競技の指導者資格を所持している、あるいは講習を修了し資格取得予定であること。

(イ) 教員免許を取得しており、指導を希望する競技、種目、分野等の部活動や地域クラブでの指導の経験があること。

(ウ) 学校部活動において、部活動指導員として1年以上の指導経験があること。

(エ) 指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があること。

ウ 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。

エ 以下のいずれにも該当しない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。

(イ) 暴力等或いは暴力団員を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者であること。

(ウ) 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者であること。なお、申請の際には、【別紙 17 認定要件にかかる動画一覧】から該当のものを視聴し、視聴後は、申請時に提出する書類へ記入をすること。（動画①～③の中からいずれか1本と動画④を視聴すること。）

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末））とする。（令和8年度に認定を受けようとする場合・・・令和8年2月に申請書を提出した場合には、令和11年3月31日まで、令和8年4月に申請書を提出した場合も令和11年3月31日までとする。）

(5) 指導者登録から活動までの流れ

手続き等の内容	申請者	事務局（運営主体）
申請～登録		
① 指導者登録申込書の提出（別紙9）	○	—
② 申請受理・書類審査 ※研修受講の確認含む	—	○
③ 面談、指導希望等の確認	—	○
④ 指導者認定通知書（内示、別紙10）	—	○
⑤ 誓約書・預金口座振込依頼書の提出（別紙11・12）	○	—



正式採用・登録



配置～活動	申請者	事務局（運営主体）
⑥ 配置先の検討・内示	—	○
⑦ 兼職兼業にかかる書類の提出（必要な者）	○	—
⑧ 配置の決定・連絡	—	○
⑨ 活動月の翌月10日までに提出する書類（別紙13～14）	○	—



活動開始

6 地域クラブ活動における生徒の留意事項

(1) 活動場所等への移動

地域クラブ活動は、学校部活動と異なり学校管理外である。そのため、活動場所への移動等については次のとおりとする。

ア 活動場所への移動は、自己の責任で行うこと。

自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しない。ただし、例えば自転車を活動場所に停める場所や自動車等からの乗降場所などについては、当該施設や近隣住民等の迷惑とならないよう、施設管理者の指示に従うこと。

イ 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み

携帯電話・スマートフォン等を活動場所に持ち込むことは禁止しない。ただし、ルールやマナーを守って使用すること。

(2) 連絡体制と個人情報の取扱い

連絡体制や緊急時の連絡網は、直営地域クラブ活動においては川越市及び事務局（運営主体）の、認定地域クラブ活動においては各地域クラブ活動の指示に従うこと。なお、直営地域クラブ活動の指導者は、生徒や保護者の連絡先等を保有し又は個別に連絡を取り合うことは原則として禁止する。連絡を取る必要がある場合には、必ず川越市及び事務局（運営主体）の指示に従うこと。

(3) 安全な活動場所の確保

活動を行う上では、指導者の指示に従い、生徒自身も安全・安心な活動の確保に努める必要がある。

7 今後の検討課題

(1) 費用負担と財源確保について

- ア 令和7年度にあたっては、運営主体が指導者に対して謝金及び費用弁償（交通費・雑費）を支給した。
- イ 令和7年度にあたっては、運営主体が指導者及び生徒の保険加入費用を負担した。
- ウ 令和7年度にあたっては、会費の設定を行わないこととした。
- エ 令和7年度の財源は、「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業費（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」、「川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金」を活用した。
- オ 今後の継続的な地域クラブ活動の運営を行うため、可能な限り低廉な参加費の設定について、改革実行期間（前期）中に検討を行う。
- カ 必要な用具については、受益者負担（保護者負担）とする。

(2) 施設利用等について

各地域クラブ活動が学校施設や公共施設を使用する際の使用の位置づけや使用料の考え方、学校備品の使用や負担のあり方については、各地域クラブ活動が活動しやすい環境整備に向けて今後検討を行う。なお、それまでの間の学校施設の使用については、学校開放の仕組み等を活用して実施する。

(3) 認定地域クラブ活動への支援

認定地域クラブ活動の推進には、多種多様な認定地域クラブ活動が数多く生まれることが重要である。そのため、今後の広報支援の在り方や施設の利用調整支援の在り方について検討を行うとともに、認定地域クラブ活動が安定的・継続的な活動を確保する上で必要な事項についての検討を行っていく。

(4) 経済的困窮世帯への支援に係る体制構築

経済的に困窮する世帯への支援に係る公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意。

(5) 指導者と運営主体との情報共有

ICT・アプリ等を活用した情報共有の構築

(6) 取組の進捗管理

本市では、『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』の作成に至るまでの間、令和4年11月から教育委員会及び文化スポーツ部の関係課と市立中学校から校長会会長及び中学校体育連盟会長を加えた「川越市立中学校の部活動地域移行検討委員会」を組織し、取組の方向性等について協議してきた。また、行政や文化芸術・スポーツ関係団体、市内大学、学校代表、保護者代表が相互に情報共有するとともに、意見の聴衆を行うため「川越市地域クラブ活動連絡調整会議」を開催してきた。本取組を進めるにあたっては、引き続き様々な団体との連携・協力が必要であるものと捉えている。

以上

附則

このガイドラインは、令和8年1月28日から実施する。

8 参考資料（書類関係）

【別紙1-1 川越市認定地域クラブ活動 認定申請書（表面）】

年 月 日

川越市長 宛

川越市認定地域クラブ活動 認定申請書

(申請者) 団体名
代表者名

1 基本内容

競技名			男女			
団体名						
生徒数	中学1年生	男子	名	中学2年生	男子	名
		女子	名		女子	名
合計	男子		0名	女子		0名
	合計		0名			0名

ふりがな			年齢	
代表者名				
住所	〒		-	
TEL	FAX		e-mail	

主な活動内容				
募集対象				
活動場所 活動日時				
保険への加入の有無			加入保険名	
月謝、 用具費用等				

【別紙1—2 川越市認定地域クラブ活動 認定申請書（裏面）】

2 認定要件

- (1) 「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けたガイドライン」を遵守した活動であること。
- (2) 主に川越市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める）。
- (3) 川越市内に活動拠点を置く活動であること。
- (4) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- (5) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (6) 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (7) 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - (ア) 代表
 - (イ) 会計
 - (ウ) 監事
 - オ 総会について記載されていること。
- (8) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (9) 体罰や暴言は、中学生の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動することもたちの立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと。
- (10) 設置・運営者並びに指導者は、川越市が進める研修を年に一度受講し、体罰の禁止やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜、川越市及び事務局（運営主体）の指導に従うこと。
- (11) この他、川越市の定める要件を満たすこと。

以上のことに同意し、川越市認定地域クラブ活動として川越市の認定を受けたく申請いたします。

●●○年○月○日

代 表 者 名 ○ ○ ○ ○ _____

【別紙2 川越市認定地域クラブ活動 構成員名簿】

川越市認定地域クラブ活動 構成員名簿

1 認定地域クラブ活動代表者

氏名		認定要件 動画視聴 確認欄 (別紙17)	<input type="checkbox"/> 動画1 <input type="checkbox"/> 動画2 <input type="checkbox"/> 動画3 <input type="checkbox"/> 動画4 <<必修>>
----	--	-------------------------------	--

2 認定地域クラブ活動運営役員

役職・氏名		認定要件 動画視聴 確認欄 (別紙17)	<input type="checkbox"/> 動画1 <input type="checkbox"/> 動画2 <input type="checkbox"/> 動画3 <input type="checkbox"/> 動画4 <<必修>>
住所			
連絡先	電話		メールアドレス
資格(資格番号)			

役職・氏名		認定要件 動画視聴 確認欄 (別紙17)	<input type="checkbox"/> 動画1 <input type="checkbox"/> 動画2 <input type="checkbox"/> 動画3 <input type="checkbox"/> 動画4 <<必修>>
住所			
連絡先	電話		メールアドレス
資格(資格番号)			

※役職・氏名は、団体においての役職名(指導者を含む)・ご自身の氏名を記載してください。

※認定要件動画視聴確認欄には、別紙【認定要件にかかる動画一覧】の中から視聴したもの(指定のものを含む)を☑を入れてください。

※資格は保有資格があればその名称を次の例を参考に記載してください。ない場合には【無】と記載してください。[例:指導者 JSP0 コーチ1 (バレーボール、012345)]

※役員の変更・資格取得等に伴う変更があった場合は、運営主体に連絡してください。

※記入欄が不足する場合は、記入欄やページを追加し、提出していただいても構いません。

【別紙3 川越市認定地域クラブ活動 生徒名簿】

川越市認定地域クラブ活動 生徒名簿 (枚 / 枚)

No.	氏名	学年	所属校	No.	氏名	学年	所属校
1			中	16			中
2			中	17			中
3			中	18			中
4			中	19			中
5			中	20			中
6			中	21			中
7			中	22			中
8			中	23			中
9			中	24			中
10			中	25			中
11			中	26			中
12			中	27			中
13			中	28			中
14			中	29			中
15			中	30			中

※参加者に変更（加入・脱退）があった場合は、当該生徒の「氏名」、「学年」、「所属校」を市（運営主体）に連絡してください。

※記入欄が不足する場合は、ページを追加してください。

※各団体で作成している名簿で本書式に準じるものであればそれを用いても構いません。

【別紙4 川越市認定地域クラブ活動 活動計画書】

川越市認定地域クラブ活動 活動計画書

1 週間スケジュール（活動を行わない曜日（休養日）には斜線）

活動日	開始時間	終了時間	活動時間	活動場所
月曜日	:	:	時間	
火曜日	:	:	時間	
水曜日	:	:	時間	
木曜日	:	:	時間	
金曜日	:	:	時間	
土曜日	:	:	時間	
日曜日	:	:	時間	
1週間の活動時間数			時間	

2 年間スケジュール（大会、遠征、合宿、練習試合等、予定しているものを可能な限り記載）

月	活動内容等	活動日数
4月		日
5月		日
6月		日
7月		日
8月		日
9月		日
10月		日
11月		日
12月		日
1月		日
2月		日
3月		日
年間活動合計日数		日

【別紙5 川越市認定地域クラブ活動 収支予算書】

川越市認定地域クラブ活動 収支予算書

○収入の部

単位：円

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要（積算根拠）
合計			

○支出の部

単位：円

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要（積算根拠）
合計			

川越市認定地域クラブ活動 認定要件確認書

認定要件

- (1) 「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けた本ガイドライン」を遵守した活動であること。
- (2) 主に川越市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める）。
- (3) 川越市内に活動拠点を置く活動であること。
- (4) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- (5) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (6) 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (7) 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - (ア) 代表 (イ) 会計 (ウ) 監事
 - オ 総会について記載されていること。
- (8) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (9) 体罰や暴言は、中学生の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動する生徒の立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと。
- (10) 設置・運営者並びに指導者は、川越市が進める研修を年に一度受講し、体罰の禁止やコンプライアンスの遵守等を約束するほか、適宜、川越市及び事務局（運営主体）の指導に従うこと。
- (11) この他、川越市の定める要件を満たすこと。

上記、要件を確認しました。

川越市の認定要件に則って活動することを了承します。

●●○年○月○日

川越市長 ○ ○ ○ ○ 様

団体名 ○ ○ ○ ○

代表者 ○ ○ ○ ○

【別紙7 川越市認定地域クラブ活動 認定通知書】

川 ○ 第 ○ ○ ○ 号
● ● ○ 年 ○ 月 ○ 日

団体名 ○ ○ ○ ○
代表者 ○ ○ ○ ○ 様

川越市長 ○ ○ ○ ○

川越市認定地域クラブ活動 認定通知書

●●○年○月○日に貴団体から申請のあった件について、下記の条件により認定します。

記

1 団体名 ○ ○ ○ ○

2 認定期間 ●●○年○月○日 から ●●○年○月○日 まで

3 認定条件

- (1) 活動は認定申請書や認定要件確認書等の提出書類に記載された内容に基づき実施すること。
- (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。
- (3) 市が主催する指導者研修を受講した役員又は指導者が運営に加わること。
- (4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、または、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。

【別紙8 川越市認定地域クラブ活動 不認定通知書】

川 ○ 第 ○ ○ ○ 号

● ● ○ 年 ○ 月 ○ 日

団体名 ○ ○ ○ ○

代表者 ○ ○ ○ ○ 様

川越市長 ○ ○ ○ ○

川越市認定地域クラブ活動 不認定通知書

●●○年○月○日に貴団体から申請のあった件について、下記の理由により不認定とします。

記

1 不認定の理由

【別紙9 直営地域クラブ活動 指導者登録申込書（記入例）】

直営地域クラブ活動 指導者登録申込書【記入例】										整理番号	
記入年月日										〇年〇月〇日	
ふりがな										かわごえ たろう	
氏名										川越 太郎	
性別										1 <input checked="" type="radio"/> 男	
										2 <input type="radio"/> 女	
										3 <input type="radio"/> 無回答	
生年月日										〇 昭和 52 年 8 月 5 日生 (48 歳)	
ふりがな										かわごえしもとまち	
〒 350 - 8601										電話番号 (自宅) 0492246094	
現住所										川越市元町1-3-1	
勤務先名称・連絡先 名称										株式会社〇〇商事	
										電話番号 (勤務先電話番号) 090〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
										049〇〇〇〇〇〇	
学校名			学部		学科・専攻等		卒業(見込み)年月				
〇〇大学			〇〇 学部		〇〇学科		平成 〇 年 3 月				
指導に生かせる資格情報											
資格の名称(登録番号)			区分		取得年月日			取得年月日			
日本スポーツ協会(0123456)			コーチ3		平成 〇 年 〇 月 〇 日			平成 〇 年 〇 月 〇 日			
					年 月 日			年 月 日			
					年 月 日			年 月 日			
指導希望区分 (種目、希望性別、指導レベル(自己申告)、指導歴、経験歴 等)											
指導希望種目 (該当種目を記入)			軟式野球								
指導希望性別 (該当に〇印を記入)			<input checked="" type="radio"/> 男子		<input type="radio"/> 女子		<input type="radio"/> どちらでも可				
指導レベル (該当に〇印を記入)			<input type="radio"/> 初級		<input type="radio"/> 中級		<input checked="" type="radio"/> 上級				
これまでの指導歴			昭和〇年～平成〇年 〇〇中学校野球部 平成〇年～平成〇年 △△中学校野球部 など								
部活動経験歴 (学生時代含む)			中学軟式野球部、高校・大学硬式野球部 など								
動画視聴確認欄			<input checked="" type="checkbox"/> 動画1		<input type="checkbox"/> 動画2		<input type="checkbox"/> 動画3		<input checked="" type="checkbox"/> 動画4《必修》		
【移動手段】 ※利用手段の多いものに☑をつけてください。											
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 電車・バス <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩											
【指導可能範囲】											
※希望する指導範囲の学校区に☑を入れること。 (希望場所に配属されるとは限りません。)											
<input checked="" type="checkbox"/> 特に希望なし (どこでも可能な場合はこちらに☑を入れてください。)											
<input type="checkbox"/> 川越第一中		<input type="checkbox"/> 初雁中		<input type="checkbox"/> 富士見中		<input type="checkbox"/> 野田中		<input type="checkbox"/> 城南中			
<input type="checkbox"/> 芳野中		<input type="checkbox"/> 東中		<input type="checkbox"/> 南古谷中		<input type="checkbox"/> 高階中		<input type="checkbox"/> 高階西中			
<input type="checkbox"/> 寺尾中		<input type="checkbox"/> 砂中		<input type="checkbox"/> 福原中		<input type="checkbox"/> 大東中		<input type="checkbox"/> 大東西中			
<input type="checkbox"/> 露ヶ関中		<input type="checkbox"/> 露ヶ関東中		<input type="checkbox"/> 露ヶ関西中		<input type="checkbox"/> 川越西中		<input type="checkbox"/> 名細中			
<input type="checkbox"/> 鯨井中		<input type="checkbox"/> 山田中									

【別紙 10 直営地域クラブ活動 指導者認定通知書】※不採用の場合には通知はありません。

川 ○ 第 ○ ○ ○ 号
● ● ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 様

川越市長 ○ ○ ○ ○

直営地域クラブ活動 指導者認定通知書

貴殿を直営地域クラブ活動における指導者として認定するにあたり、下記の条件及び注意事項を遵守するよう通知します。

記

- 1 認定期間 ●●○年○月○日 から ●●○年○月○日 まで
- 2 認定条件
 - (1) 本認定は、直営地域クラブ活動における指導者としての活動に限定して有効であること。
 - (2) 認定は無条件ではなく、活動状況や遵守事項により取り消しや停止となることがあること。
 - (3) 市が主催する指導者研修を受講した役員又は指導者が運営に加わること。
 - (4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、又は、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。
- 3 活動上の遵守事項
 - (1) 学校教育法や各種法令、関係団体規約等を遵守すること。
 - (2) 生徒の安全（事故防止、緊急時対応、保険加入等）を最優先すること。
 - (3) 活動時間や頻度、市のガイドラインを遵守すること。
 - (4) 生徒の人格を尊重し、体罰・ハラスメント行為を行わないこと。
 - (5) 各団体の指導者だけでなく、市や運営主体・学校等との連絡体制を維持し、報告義務を怠らないこと。
- 4 身分・責任に関すること
 - (1) 指導者は、教育的立場にある者として社会的責任を負うこと。
 - (2) 個人情報や活動記録等の取扱いに注意すること。
 - (3) 活動中の事故やトラブル発生時には、速やかに報告すること。
- 5 認定の取り消し
次の場合には認定を取り消すことがある。
 - (1) 法令や本ガイドラインに違反したとき
 - (2) 重大な事故や不祥事を起こした場合
 - (3) 活動報告や連絡義務を怠った場合以上の条件を十分に理解し、適切な指導活動を行うようお願いいたします。

●●○年○月○日

川越市長 ○ ○ ○ ○

団体名 ○ ○ ○ ○

申請者氏名 ○ ○ ○ ○

誓 約 書

私は、川越市地域クラブ活動指導者バンクに登録するにあたり、次の事項に相違ないことを、ここに誓約します。

なお、誓約した事項に反した場合には、登録を取り消されることとなっても異議を申し立てません。

- (1) 指導者バンクの登録情報に誤りや偽りはありません。
登録情報の正確性と真実性について責任を持ちます。
- (2) 体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等（以下、「体罰等」という。）の防止について、研修や講習等を通じて十分に理解しており、また過去の指導において、体罰等、その他部活動指導員や地域クラブ指導者として不適格な行為を行ったことはなく、今後も行いません。
- (3) 指導者バンク登録者であることを利用し、宗教活動、政治活動若しくは、営利性が高いと判断できる活動、その他社会的信用の失墜を招く行為は行いません。
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格事項に該当しません。
- (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日 埼玉県条例第 39 号）第 2 条及び第 3 条に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しません。

【別紙 12 預金口座振込依頼書（一般・教職員用）】

●●○年○月○日

(提出先)

川越市長 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ ○ ○

氏名 ○ ○ ○ ○

預 金 口 座 振 込 依 頼 書

今後当方において、川越市から受ける地域クラブ活動の指導者謝金の支払金は、下記により振り込まれたく依頼します。

記

金融機関名	銀 行 本 信用金庫 店 農 協 支
預金種別	普 通 当 座
口座番号	
口座名義	フリガナ

【別紙 13—1 地域クラブ活動 指導者活動実績簿①（一般用）】

※活動月の翌月の 10 日までに提出すること

地域クラブ活動 指導者活動実績簿①（一般用）

年 月 日

(提出先) 川越市長 宛

団体名

氏名

☎

川越市地域クラブ活動の指導者として、下記のとおり活動を行いましたので報告します。

記

※枠（□）内(黄色い網掛け部)に数値を入力してください。

実 績											月合計(左記数値の入力により反映)				
記入例	11	日：指導者	3	名	3	時間	12	日：指導者	3	名	3	時間	活動時間	18	時間
活動日数	13	日：指導者	2	名	3	時間	16	日：指導者	2	名	3	時間			
日	22	日：指導者	3	名	3	時間		日：指導者		名		時間			
6	28	日：指導者	3	名	3	時間		日：指導者		名		時間			
10月		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間	活動時間	0	時間
活動日数		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
日		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
11月		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間	活動時間	0	時間
活動日数		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
日		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
12月		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間	活動時間	0	時間
活動日数		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
日		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
1月		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間	活動時間	0	時間
活動日数		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
日		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
		日：指導者		名		時間		日：指導者		名		時間			
10月～1月の合計							活動日数総合計	0		日	活動時間総合計	0		時間	

※書式は上記と異なる場合があります。

【別紙 13—2 地域クラブ活動 指導者活動実績簿①（教職員用）】

※活動月の翌月の 10 日までに提出すること

地域クラブ活動 指導者活動実績簿①（教職員用）

年 月 日

(提出先) 川越市長 宛

団体名

氏名

〒

川越市地域クラブ活動の指導者として、下記のとおり指導を行いましたので報告します。

記

※枠（□）内(黄色い網掛け部)に数値を入力してください。

実 績										月合計 (A+B=80時間/月以内)									
記入例	11	日	指導者	3	名	3	時間	12	日	指導者	3	名	3	時間	学校時間外在校時間	30	時間	A	
	活動	13	日	指導者	2	名	3	時間	16	日	指導者	2	名	3	時間	地域クラブ活動 活動時間	26	時間	B
	日数	22	日	指導者	3	名	3	時間	18	日	指導者	2	名	3	時間	A+B=	56	時間	
	8	日	28	日	指導者	3	名	3	時間	21	日	指導者	2	名	5	時間			
10月		日	指導者		名		時間		日	指導者		名		時間	学校時間外在校時間		時間	A	
	活動		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	地域クラブ活動 活動時間	0	時間	B		
	日数		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	A+B=	0	時間			
	日		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間						
11月		日	指導者		名		時間		日	指導者		名		時間	学校時間外在校時間		時間	A	
	活動		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	地域クラブ活動 活動時間	0	時間	B		
	日数		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	A+B=	0	時間			
	日		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間						
12月		日	指導者		名		時間		日	指導者		名		時間	学校時間外在校時間		時間	A	
	活動		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	地域クラブ活動 活動時間	0	時間	B		
	日数		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	A+B=	0	時間			
	日		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間						
1月		日	指導者		名		時間		日	指導者		名		時間	学校時間外在校時間		時間	A	
	活動		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	地域クラブ活動 活動時間	0	時間	B		
	日数		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間	A+B=	0	時間			
	日		日	指導者		名	時間		日	指導者		名	時間						
10月～1月の合計							活動日数総計	0	日	活動時間総計		0	時間						

※書式は上記と異なる場合もあります。

【別紙 14 地域クラブ活動 活動実績簿②（一般・教職員用）】 ※活動月の翌月の 10 日までに提出すること

地域クラブ活動 活動実績簿② 【一般・教職員用】

【11月分】

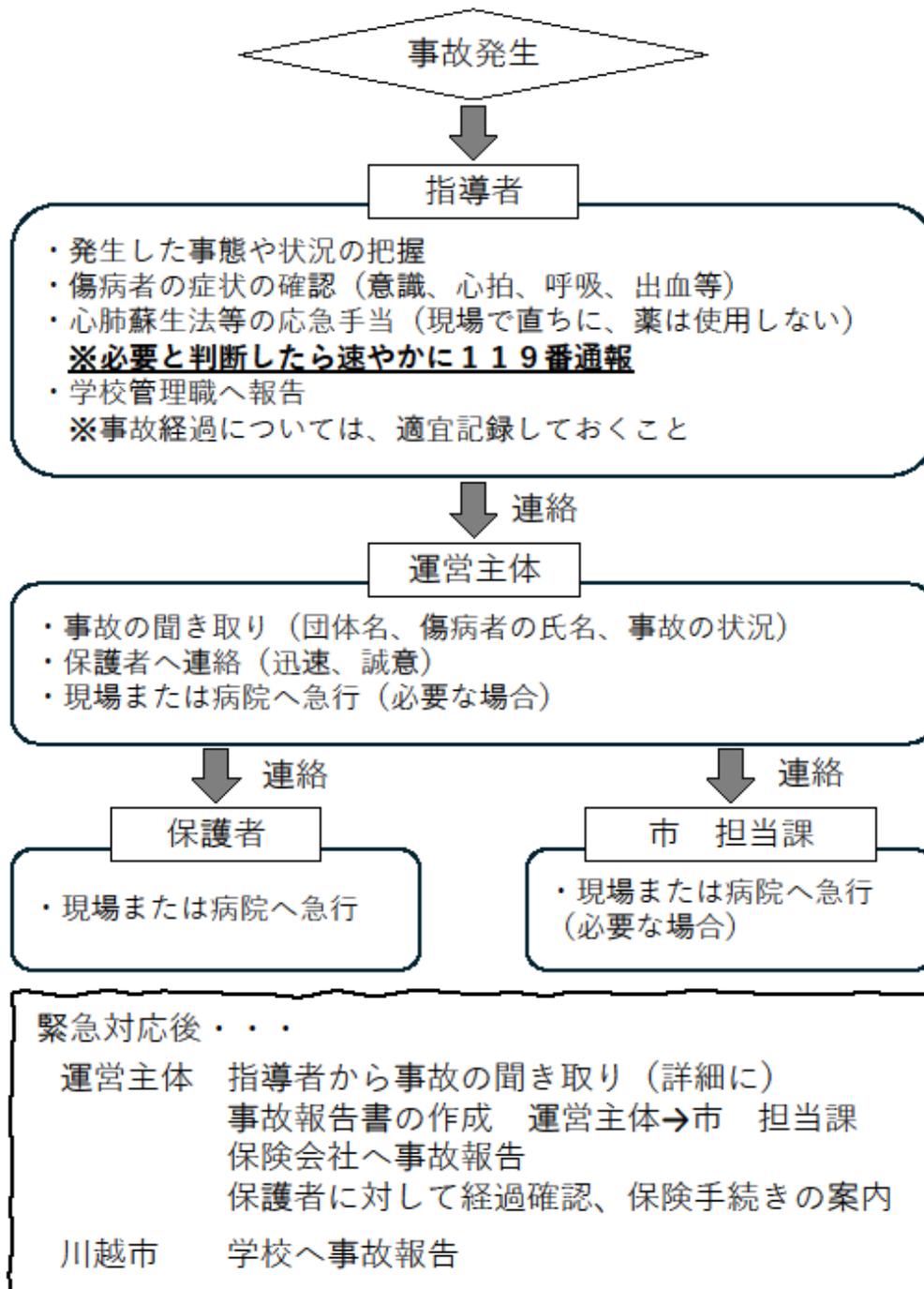
※黄色色の枠内のみ対応をお願いします。赤枠内の入力はありません。

No.	氏名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
1																	
2																	
3																	
指導者人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加人数合計																	

No.	氏名	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
1																	
2																	
3																	
指導者人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加人数合計																	
																	11月合計
																	0
																	0

※書式は上記と異なる場合もあります。

地域クラブ活動における緊急時連絡体制



【別紙 16 事故報告書】

事 故 報 告 書

●●○年○月○日

川越市長 ○ ○ ○ ○

団 体 名 ○ ○ ○ ○

代 表 者 氏 名 ○ ○ ○ ○

1 事故者 学校名 _____ 立 _____ 中学校
学 年 _____ 年
氏 名 _____

2 発生日時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) 天候 (_____)
午前・午後 _____ 時 _____ 分

3 発生場所

4 事故の種類

5 事故の内容

6 事故の原因

7 事故の処置

【別紙 17 認定要件にかかる動画一覧】

認定要件にかかる動画一覧

※下記の動画を御視聴ください。視聴後は、申請時に提出書類への記入をお願いいたします。(動画①～③の中からいずれか1本と動画④を視聴してください。)

出典・動画の内容、名称	URL	二次元コード
動画① 総論【スポーツ庁】 「部活動の地域展開に関するイメージ動画～学校から地域、新たなフィールドへ～」	https://www.youtube.com/watch?v=7eRjBgQRzLg	
動画② 総論【スポーツ庁】 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～室伏長官による解説&メッセージ動画～	https://www.youtube.com/watch?v=Z_PLbcrs2D0	
動画③ 総論・制度【NITS 独立行政法人教職員支援機構】 部活動の地域連携・地域移行について（スポーツ庁地域スポーツ課 橋田裕）：校内研修シリーズNo.152	https://www.youtube.com/watch?v=SrRPjavG92Q	
動画④ 基本姿勢・服務規律及び生徒への指導【スポーツ庁<必修>】 JSPO スポーツ現場におけるハラスメント防止動画	https://www.japan-sports.or.jp/women/tabid1331.html	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ch. 1 ハラスメントの考え方 ・ ch. 2 暴力 ・ ch. 3 暴言 ・ ch. 4 セクシャルハラスメント ジェンダーハラスメント ・ ch. 5 パワーハラスメント ・ ch. 6 差別的な対応 ・ ch. 7 性的マイノリティを取り巻く問題 ・ ch. 8 ハラスメント防止のために 	

